

竜王町郵便入札要領

(趣旨)

第1条 町が発注する物品販売、役務提供等に関する契約に係る一般競争入札または指名競争入札（以下「物品等競争入札」という。）について、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施できるものとし、その実施に関しては、関係法令および竜王町財務規則（昭和52年竜王町規則第13号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(郵便入札の実施)

第2条 郵便入札は、物品等競争入札を実施する際の公告または通知において、当該入札を郵便入札により実施する旨を定めたものについて実施する。

(入札書等の郵送方法等)

第3条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書その他当該入札の公告または通知で指定する書類（以下「入札書等」という。）をあらかじめ指定する期日までに到達するよう郵送または持参しなければならない。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を郵送または持参のいずれかの方法により提出しなければならない。

(入札書等の保管)

第5条 契約担当者は、入札書等が提出されたときは、外封筒を開封して入札書等を封緘した内封筒を確認し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

2 入札参加者が入札書等を持参した場合、契約担当者はこれを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

3 提出された入札書等は、書換えまたは引換えをすることはできない。ただし、入札辞退届を提出した場合は、撤回することができる。

4 郵便入札に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。

(開札)

第6条 郵便入札の開札の執行にあたっては、あらかじめ指定した日時および場所において、開札するものとする。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 公告または通知で指定する提出期限より後に到達した入札
- (2) 入札書等必要とされた書類が同封されていない入札
- (3) 入札参加の資格のない者がした入札
- (4) 同一入札について、他人の代理を兼ねた、または2通以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (9) その他入札に関する条件等に違反した入札

(入札回数)

第8条 郵便入札に付した場合の入札は3回とする。ただし、1者でも入札価格が予定価格の範囲内であれば、次の入札には移行しないものとする。

(くじによる落札者の決定)

第9条 開札の結果、落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(入札を延期する場合等の措置)

第10条 郵便事情等により事故が発生したとき、または不正な行為等により必要があると認められるときは当該入札の延期、中止または取消しをすることができる。

2 郵便入札の開札を延期する場合は、提出期限までに提出された入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとする。

(入札結果の通知)

第11条 郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に落札決定の通知を行い、竜王町ホームページおよび竜王町未来創造課窓口において入札結果の閲覧に供するものとする。

付 則

この要領は、令和5年9月27日から施行する。